

大樹町から転出された皆様へ

令和6年10月27日執行

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査

大樹町から転出して3カ月を経過していない方は、現住地の選挙人名簿に登録されず、大樹町の選挙人名簿に登録されているため、大樹町で投票を行うこととなります。

投票方法は以下のとおりとなります。

○投票方法

ア 大樹町の選挙期日投票所で投票する場合

選挙期日（10月27日）に同封の投票所入場券に記載の投票所に出向き、通常どおり投票を行うことができます。（投票する際は投票所入場券をご持参ください。）

イ 大樹町の期日前投票所で投票する場合

公示日の翌日（知事選10月16日）から選挙期日の前日（10月26日）の午前8時30分から午後8時00分までの間、大樹町期日前投票所（大樹町役場1階第1会議室）において期日前投票を行うことができます。（投票する際は投票所入場券をご持参ください。）

ウ 現住地の選挙管理委員会では不在者投票を行う場合

- ① 別添の「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、大樹町選挙管理委員会へ郵送により投票用紙等の請求を行います。（FAX・電子メール不可）

『マイナンバーカード』をお持ちの方は、電子請求がご利用できます。

※電子請求の場合は、郵送による請求・上記証明書の取得は不要となります。

「マイナポータル」にリンク ⇒



- ② 大樹町選挙管理委員会は、選挙人名簿への登録の有無を確認し、請求書に記載の送付先に投票用紙、不在者投票用（内・外）封筒、不在者投票証明書を郵送により交付します。
- ③ 投票用紙、不在者投票用（内・外）封筒、不在者投票証明書を、現住地の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。
- ④ 現住地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票を大樹町選挙管理委員会へ郵送します。
- ⑤ 不在者投票は、選挙期日の前日（10月26日）までの間に行うことができますが、郵送の日数も考慮し、早めの投票をお願いします。

「不在者投票」を希望される場合は、令和6年10月21日（月）までにお問い合わせください

（裏面に続く）

<注意1>

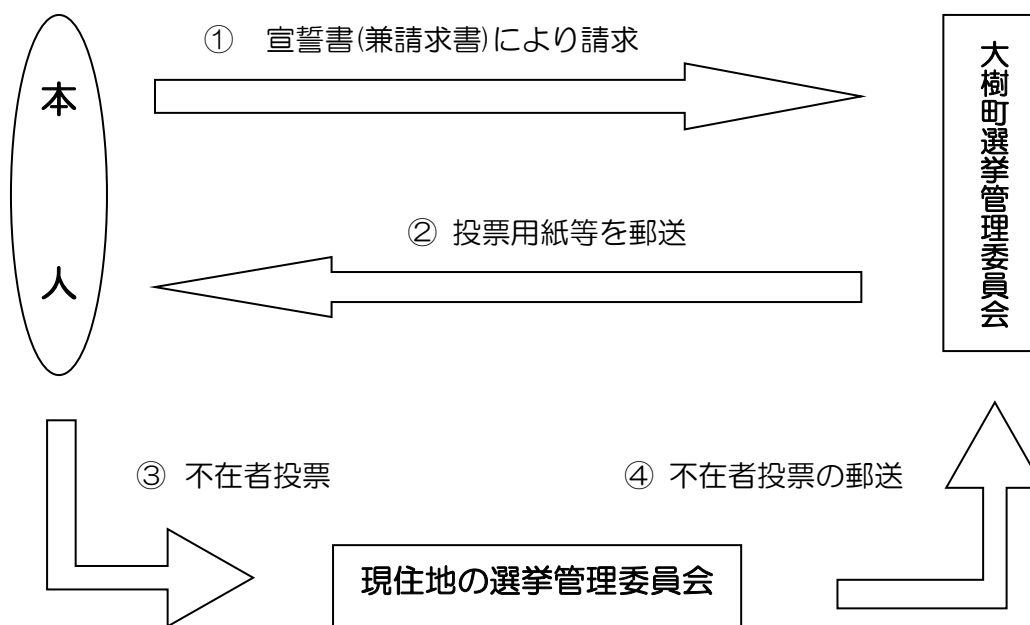
不在者投票は、大樹町の投票所に選挙期日の投票所を閉じる時刻までに届かなければなりません。郵送にはある程度の日数がかかるため、お早めに手続きを行うようお願いします。

<注意2>

現住地の選挙人名簿に登録されている場合は、通常どおり現住地で投票を行うことができます。

現住地の選挙管理委員会から投票所入場券がお手元に届いている場合は、そちらに記載の投票所で投票を行ってください。（大樹町へ投票用紙等を請求する必要はありません。）

現住地での不在者投票の流れ



お問い合わせ
〒089-2195
北海道広尾郡大樹町東本通33番地
大樹町選挙管理委員会事務局（大樹町役場内）
TEL：01558-6-2112 内線382
FAX：01558-6-2495